

安倍政権の憲法 9 条敵視を批判する

2007 年 4 月 14 日「かごしま 9 条の会」
鹿児島大学法科大学院（憲法） 小栗 実

1、安倍内閣の 6 ヶ月と憲法 9 条に対する敵視の発言

（１）所信表明演説（９月 29 日）

「現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、すでに 60 年近くがたちました。新しい時代にふさわしい憲法のあり方についての議論が、積極的に行われています。」

「日米同盟がより効果的に機能し平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。」

（２）「任期中に改憲」（10 月 31 日）

「時代に合わない条文として 1 つの典型的な例は 9 条だろう。」「私の任期は 3 年で、2 期まで努めることができる。その任期中に改定を達成したい」

（３）麻生外相、中川政調会長の「核保有」発言

「核を持つ・持たない、非核 3 原則を堅持する・しないという話が議論としてでてくるのを封殺するのはいかがか」（10 月 24 日・麻生外相）

「憲法でも核保有は禁止されていない。核があることによって（他国に）攻められる可能性が低くなる。あるいは、やれば、やりかえす、という論理は当然ありうる。議論は当然あっていい」（10 月 15 日・中川政調会長）

（４）「集団的自衛権を容認すべき」

政府の憲法解釈で禁じられている集団的自衛権行使に関連し、国内で導入を進めているミサイル防衛（MD）システムに触れながら「米国に向かうかもしれないミサイルを撃ち落とすことができないのかどうかも研究しなければならない」（11 月 14 日）→集団的自衛権についての政府解釈の見直しのための有識者会議をつくと表明。4 類型を研究する方針（4 月 5 日）

（５）首相年頭記者会見（2007 年 1 月 4 日）

「憲法改正をぜひ私の内閣で目指していきたい。参院選でも訴えていきたい。」

（６）首相施政方針演説「国民投票法成立もとめる」（1 月 26 日）

「現行憲法を頂点にした戦後レジーム（体制）を大胆に見直し、新たな国家像を描いてい

くことこそ私の使命」

2、憲法9条の内容をさらに空洞化しようとしている

(1) 自衛隊の海外での米軍への協力をひきつづきすすめようとしている。

テロ対策特別措置法、イラクイラク特措法による自衛隊の海外での活動の延長。
アフガン攻撃で米軍に燃料補給。総額200億円。イラク特措法もひきつづき航空自衛隊が活動継続できるように延長しようとしている。

(2) 防衛「省」法案の成立および自衛隊法改悪

今回の防衛「省」設置で、「防衛大臣」の権限が強化され、自衛隊の海外派遣を「本来業務」に。国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、テロ特措法に基づく活動、イラク特措法に基づく活動、機雷等の除去、在外邦人等の輸送、周辺事態における後方地域支援等を自衛隊法3条に規定する「本来任務」と位置づける。いよいよ「専守防衛」ではなくなる。こんご「自衛隊海外派遣恒久法」の制定に動きもでてくる。

(3) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」

米軍の再編に対するお金と、基地を持つ自治体への「アメ」

3、憲法9条を変えてしまうための「憲法改正国民投票法」

(1) 安倍首相は「憲法改正国民投票法案」の今国会通過を最大目標にしている。13日に衆院を通過(予定)。

(2) しかし、法には多々、検討すべき問題点がある

- () 国民投票運動に関する報道規制、運動規制も多い。
- () 改憲案が提案されてから国民投票までの期間は？
- () 最低投票率の設定がなく、改憲のための「ハードル」が低い。
- () 国民投票の投票は「内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。」

(3) 本質は、明らかに「憲法改正」めざすステップと考えるべき。改憲推進勢力はその意図をかくしていない。「手続きだから、仕方ないのでは」とはならないのは。

4、憲法9条を活かす未来を切り開く展望

● 「9条の会」ほかの活動によって世論を変える、世論が変わる。

世論の変化 = 「9条は変えない方がいい」が増える。9条1項 (= 戦争放棄を定める) について「変える必要がない」80%、2項 (= 戦力の不保持を定める) について「変える必要がない」54%。「これまでの改正賛成派の中に改正の動きを慎重に見守りたいとする人が出てきている」(読売新聞4月6日)